

# 駒澤大学仏教文学研究所規程

(名称・設置)

第一条 駒澤大学に駒澤大学仏教文学研究所（以下「研究所」という）を設置する。

(目的)

第二条 研究所は、建学の理念に基づき、仏教文学及び仏教と文学に関連する総合的研究を行い、もつて文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(一) 研究会及び講演会の開催

(二) 図書及び研究紀要の刊行

(三) 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等との連携並びに学会等の開催

(四) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

第四条 (職員)  
研究所には次の職員を置く。

(一) 所長一人

(二) 所員若干人

二 所員は、本学の専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。

(所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所の運営を統括する。二 所長は、運営委員会の議を経て、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第六条 所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長がこ

れを委嘱し、その任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、若干人の顧問を置くことができる。

二 顧問には、退職した所長経験者を含めることができる。

三 顧問は、運営委員会の議を経て、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

(運営委員会)

第八条 研究所には、運営に関わるすべての事項を審議し決

定するため、運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所員をもつて構成する。

(研究員)

第九条 研究所には、研究員を置くことができる。

二 研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望する本学及び他大学の大学院生並びに国内外の研究者の中から、

運営委員会の議を経て所長が推薦し、学長が委嘱する。

三 研究員の研究期間は一年とする。ただし、事情により研究期間の延長を認める。

(運営費)

第十条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、寄付金その他のをもつて充てる。

(規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならぬ。

附則

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

附則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

編集後記

一 平成二十四年度四月より研究所規程第九条第二項に従い、新たに阿部昌子氏を研究員に迎え、また第九条第三項に従い、塩崎真理子氏・池田大輔氏・伊藤達氏を研究員に再任した。なお上記三氏の再任については、同年六月二十日（水）開催の運営委員会にて追認した。

二 二十四年度、恒例であった研究所主催の公開講演会の開催が叶わなかった。

駒澤大学仏教文学研究所紀要第十六号をお届けいたします。前号の第十四・十五号合併号にて、平成二十三年十月三十一日（金）開催の公開講演会で御講演を賜った西田耕三氏の肩書きが「近畿大学名誉教授」と誤りがあった。「彙報」と「執筆者紹介」において「元近畿大学教授」とシールによつて訂正をしたが、「編集後記」にて一か所その訂正がなされていなかつた。西田先生に衷心よりお詫び申し上げます。

本年度は「彙報」掲載の通り、公開講演会の開催がなく、その講演録の掲載は叶いませんでしたが、「十二一年十月二十九日（金）開催の、第十五回講演会にて御講演いただいた近本謙介氏より、講演録の御寄稿があり、まことに幸いなことありました。

今号では本学仏教学部教授で研究所員である石井公成氏より御投稿があり、また前号に統いて元仏教学部教授袴谷憲昭氏より執筆の御希望があり貴重な研究として採用させていただきました。御一方の御寄稿に深謝申し上げます。研究所員の論文は今回一名のみということになりますので、更に多くの所員・研究員の発表を望みます。

(S)

**執筆者紹介** (掲載順)

近本謙介

(駒澤大学准教授)

石井公成

(駒澤大学教授・本研究所員)

袴谷憲昭

(元駒澤大学教授)

駒澤大学  
佛教文學研究 第十六号

平成二十五年三月三十一日 発行

発行所

駒澤大学仏教文学研究所  
代表者 坂口 博規

〒154-8525  
東京都世田谷区駒沢一丁目三十一  
電話 (03) 3418-1953

印刷所

株式会社 英進

〒143-100-13  
東京都大田区大森南三丁目三十一  
電話 (03) 3745-1424